

雇用を守り、失業者の生活と再就職への支援を求める意見書

アメリカ発の金融危機が世界に広がり、深刻な景気悪化のもと、雇用への不安が広がっている。すでに、トヨタ自動車などで派遣社員や期間社員の削減計画が発表されているが、こうした大企業ばかりではなく、下請けや中小企業にもその影響は大きく、かつてない雇用の危機が生まれかねない。

大企業は解雇の理由を減益としているが、依然として大きな利益を上げており、多額の内部留保も持っている。利潤額が減少したというだけで、大失業が引き起こされることは許されるものではない。

今、進められようとしている大量解雇の矢面に立たされているのは、派遣社員や期間社員など非正規雇用の職員であり、低賃金で蓄えもなく、職を失えば明日からの生活に困る労働者ばかりである。金融危機に何の責任もない労働者に犠牲を負わせることがあってはならない。雇用対策法第 1 条では、「労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するよう努めなければならない」とうたわれており、国としての責任を果たす必要がある。

よって、政府においては、下記のとおり、雇用の安定に手立てを尽くすとともに、失業者した労働者への支援策を強化するよう強く要望する。

記

- 1 雇用を維持するための最大限の努力をするよう経済団体、主要企業に対する指導と監督を強化すること。
- 2 残高が 5 兆円以上ある労働保険特別会計雇用勘定の積立金を活用し、失業した労働者の生活と再就職への支援を行うこと。特に、雇用保険の給付受給資格と給付期間の改善を図り、未加入労働者の生活と再就職への支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 20 年（2008 年）12 月 11 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、公明党、日本共産党、市民ネットワーク北海道、市政改革クラブ及び自民維新の会所属議員全員